

2020年3月13日
シチズン健康保険組合

各位

2020年度健康保険料、介護保険料改定のお知らせ

2月14日開催の健康保険組合会にて健康保険料・介護保険料改定が承認されました。
また、厚生労働省でも認可されましたので、下記の様に改定いたします。

1. 健康保険料率が1000分の95となります。(2/1000引き下げ)

	改定		現行	
	料率/1000	負担比率	料率/1000	負担比率
事業主	54.290	57.14%	55.430	57.14%
被保険者	40.710	42.86%	41.570	42.86%
合計	95.000	100%	97.000	100%

2. 介護保険料率が1000分の17となります。(2/1000引き上げ)

	改定		現行	
	料率/1000	負担比率	料率/1000	負担比率
事業主	8.500	50.00%	7.500	50.00%
被保険者	8.500	50.00%	7.500	50.00%
合計	17.000	100%	15.000	100%

3. 改定 2020年3月1日(4月給与より新保険料率にて徴収いたします)

4. 改定理由

- ① 健康保険料率改定の理由： 保険料収入の9割以上を医療費・納付金が占める厳しい財政状況は変わりませんが、2015年度に保険料率を9.3%から9.7%に引き上げ以降、黒字決算となり別途積立金が2019年度末で21億円と一定額貯まる見込みとなりました。その一部を新年度予算で繰入を行い、料率を引き下げます。
- ② 介護保険料率改定の理由： 2020年度から介護納付金が全面総報酬割となり、介護納付金の増加が見込まれ、法定準備金が基準額を割り込む見込みとなった為、料率を引き上げます。

ご理解ご協力をお願い致します。

以上